

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531 商局第1号）の一部を改正する規程
新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>I. 使用前自主検査の方法 1. ～9. (略)</p>	<p>I. 使用前自主検査の方法 1. ～9. (略)</p>
<p>II-1. 使用前自己確認の方法 1.・2. (略) 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備 A. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物を除く。） (1) (略) (2) 設計荷重の確認 (a) (略) (b) 判定基準 自重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重が、日本産業規格 J I S C 8 9 5 5（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等に基づき設定されていること。具体的には、以下の項目を満たすこと。 ①～⑧ (略) ⑨ 傾斜地、水上等に設置される設備の場合は、<u>発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（20210317保局第1号）</u>に基づいて付加的に考慮すべき外力を適切に評価していること。 (3)～(11) (略) B. 太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。） (1) 外観検査 (a) (略) (b) 判定基準 ①～③ (略) ④ <u>太陽電池発電設備の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。</u> <u>（発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈第2条）</u> ⑤ (略) (2)～(9) (略) 4.・5. (略)</p>	<p>II-1. 使用前自己確認の方法 1.・2. (略) 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備 A. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物を除く。） (1) (略) (2) 設計荷重の確認 (a) (略) (b) 判定基準 自重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重が、日本産業規格 J I S C 8 9 5 5（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等に基づき設定されていること。具体的には、以下の項目を満たすこと。 ①～⑧ (略) ⑨ 傾斜地、水上等に設置される設備の場合は、<u>「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」</u>に基づいて付加的に考慮すべき外力を適切に評価していること。 (3)～(11) (略) B. 太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。） (1) 外観検査 (a) (略) (b) 判定基準 ①～③ (略) (新設) ④ (略) (2)～(9) (略) 4.・5. (略)</p>
<p>II-2. 使用前自己確認結果の届出の際の添付書類の様式例 (略)</p>	<p>II-2. 使用前自己確認結果の届出の際の添付書類の様式例 (略)</p>